

国立大学法人岐阜大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当の額は、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じ、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができるとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	本給月額を国家公務員の給与法を参考として12月1日から0.6%引き下げた。12月の期末特別手当の支給率を0.025引き上げた。
理事	本給月額を国家公務員の給与法を参考として12月1日から0.6%引き下げた。12月の期末特別手当の支給率を0.025引き上げた。
理事(非常勤)	日額で支給していた手当を月額でも支給可能とした。
監事	本給月額を国家公務員の給与法を参考として12月1日から0.6%引き下げた。12月の期末特別手当の支給率を0.025引き上げた。
監事(非常勤)	無

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 18,260	千円 13,032	千円 5,228	千円 0 ()		
理事 (4人)	千円 55,358	千円 39,348	千円 15,781	千円 229 (通勤手当)	3月31日1名	
理事 (非常勤) (1人)	千円 4,289	千円 4,289	千円 0	千円 0 ()	3月31日1名	
監事 (1人)	千円 10,996	千円 7,812	千円 3,135	千円 49 (通勤手当)	3月31日1名	
監事 (非常勤) (1人)	千円 280	千円 280	千円 0	千円 0 ()	3月31日1名	

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要
法人の長	千円	年 月			該当者なし
理事	千円	年 月			該当者なし
監事	千円	年 月			該当者なし

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、本学にて決定された当初予算の範囲内で運用

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

給与法に定める職種に応じた俸給表を参考とし、毎年的人事院勧告を基本として、給与水準を決定する予定である。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

本学の定めた人事評価の結果を参考資料とし、職員が職務を通じて発揮している能力によって任用、給与等の処遇に反映させている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。
昇給	原則1年間良好な成績で勤務した者には、1号給上位の号給に昇給させることができる。
昇格・降格	昇格：特に勤務成績が優秀で、かつ本学が定める必要経験年数を有している者は上位の職務の級に決定することができる。 降格：勤務成績が不良な場合は、下位の職務の級に決定することができる。
特別昇給	特に良好な成績で勤務した者には、1号給又は2号給上位の号俸に昇給させることができる。

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

給与法を基本として、12月から次のとおり改正した。

- ①本給月額を0.3%引き下げた。
- ②12月期の勤勉手当の支給率を0.025引き上げた。
- ③配偶者に係る扶養手当の支給月額を500円引き下げた。
- ④初任給調整手当の最高限度額を月額200円引き下げた。
- ⑤12月期の期末特別手当の支給率を0.025引き上げた。
- ⑥非常勤の委員等に対する給与日額の限度額を100円引き下げた。
- ⑦本給の調整額を人事院規則を参考として引き下げた。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	1340	44.7	7,213	5,222	98	1,991
事務・技術	299	45.7	5,877	4,304	114	1,573
教育職種 (大学教員)	673	48.5	8,971	6,444	104	2,527
医療職種 (病院医師)	該当者なし		0			
医療職種 (病院看護師)	248	34.0	4,667	3,425	54	1,242
技能・労務職種	19	54.5	5,173	3,789	96	1,384
教育職種 (附属義務教育学校教員)	38	35.8	6,215	4,620	79	1,595
教育職種 (外国人教師等)	1					
医療職種 (病院医療技術職員)	59	44.7	5,992	4,392	150	1,600
その他医療職種 (看護師)	3	42.5	5,137	3,750	79	1,387

在外職員	該当者なし					
------	-------	--	--	--	--	--

任期付職員	8	28.4	3,416	2,525	70	891
事務・技術	2					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	5	26.3	3,458	2,555	47	903
医療職種 (病院医療技術職員)	1					

再任用職員	該当者なし					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

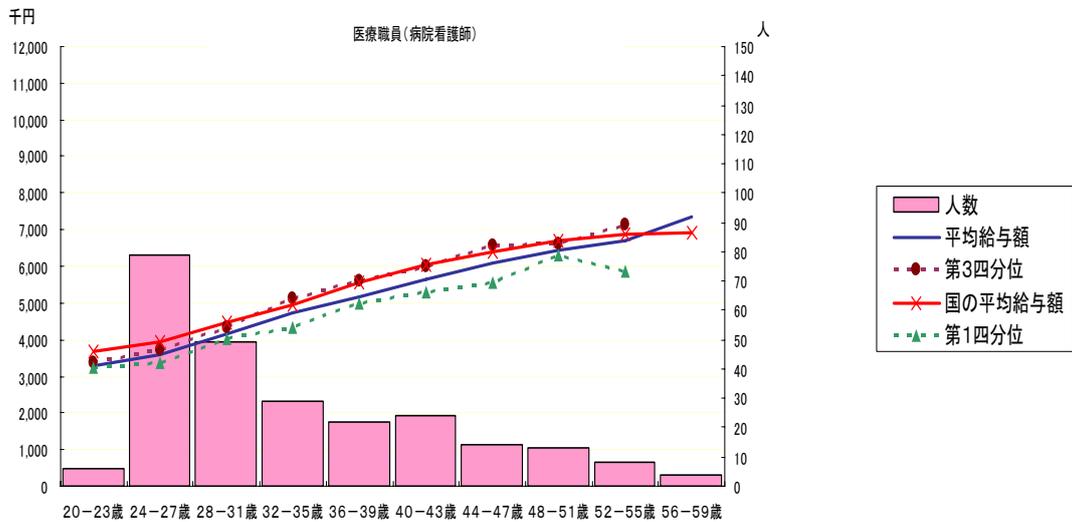
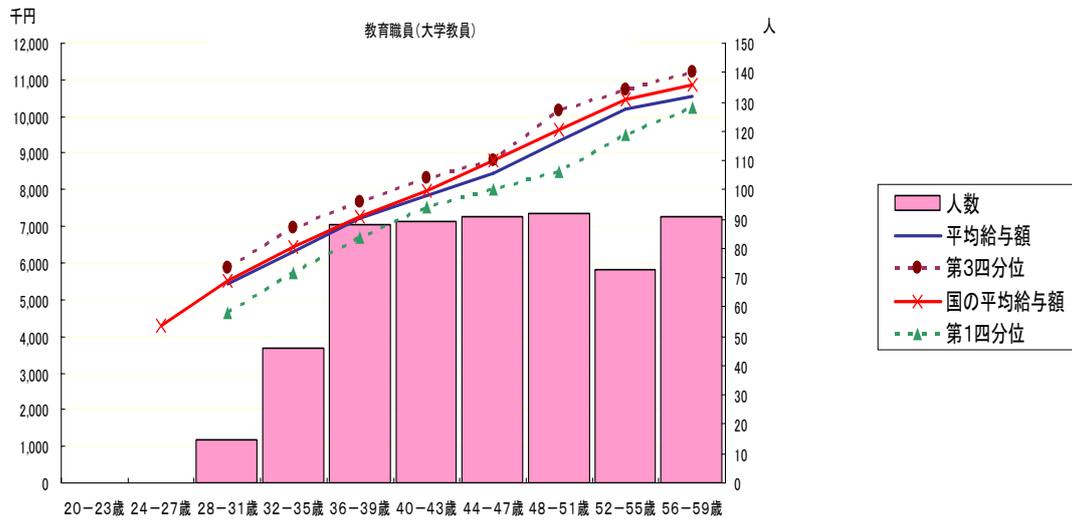
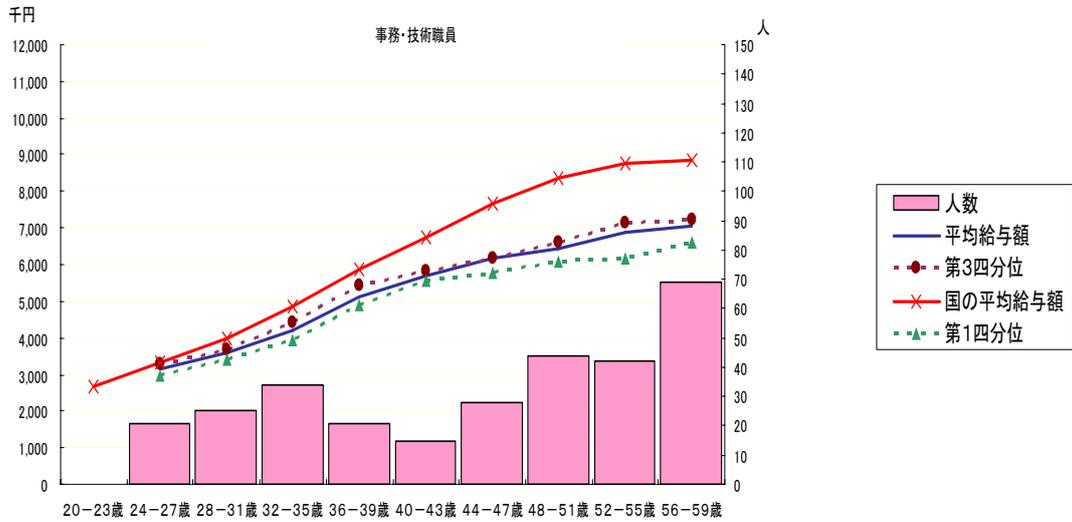
非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	128	35.4	3,561	3,112	93	449
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	35	41.0	3,011	2,252	118	759
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	6	41.3	5,845	4,350	37	1,495
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	61	32.4	3,720	3,720	65	0
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	9	46.1	3,599	2,682	78	917
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	17	26.7	3,298	2,494	172	804

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 常勤職員の教育職種(外国人教師等)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注3: 任期付職員の事務・技術及び医療職種(医療技術職員)については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

②年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師)
〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:年齢56～59歳の該当者は4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「第3四分位」及び「第1四分位」は表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
部長	3	58.8	-	9,852	-
課長	26	55.1	7,898	8,354	8,918
課長補佐	43	56.4	6,674	6,869	7,048
係長	121	49.5	5,791	6,109	6,440
主任	49	40.1	4,282	4,921	5,481
係員	57	29.4	3,217	3,523	3,719

注1:「課長」には、課長相当職である「事務長」、「室長」及び「主幹」を含み、「課長補佐」には「事務長補佐」を含み、「係長」には「専門職員」を含む。

注2:部長の該当者は4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「第3分位」及び「第1分位」は表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
教授	288	56.3	9,977	10,543	11,081
助教授	213	44.6	7,891	8,269	8,693
講師	53	43.9	6,967	7,551	7,986
助手	118	38.5	5,912	6,481	7,201
教務職員	1		-		-

注:教務職員の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額等については記載していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
看護部長	1		-		-
副看護部長	3	49.8	-	6,955	-
看護師長	22	45.7	6,036	6,406	6,684
副看護師長	48	41.9	5,372	5,745	6,274
看護師	174	30.0	3,534	4,006	4,323

注1:看護部長の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額等については記載していない。

注2:副看護部長の該当者は4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「第3分位」及び「第1分位」は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		係員	係員	係長主任	課長補佐 係長	課長	課長	部長
人員 (割合)	人 299	人 23 (7.7%)	人 34 (11.4%)	人 163 (54.5%)	人 49 (16.4%)	人 14 (4.7%)	人 13 (4.3%)	人 3 (1.0%)
年齢 (最高～最低)		歳 34 ～ 24	歳 55 ～ 27	歳 59 ～ 33	歳 59 ～ 48	歳 59 ～ 47	歳 59 ～ 47	歳 59 ～ 58
所定内 給与年額(最高～最低)		千円 2,646 ～ 2,086	千円 3,872 ～ 2,353	千円 5,085 ～ 2,745	千円 5,613 ～ 4,426	千円 6,538 ～ 4,951	千円 7,109 ～ 5,968	千円 7,633 ～ 6,953
年間給 与額(最高～最低)		千円 3,588 ～ 2,856	千円 5,248 ～ 3,217	千円 6,948 ～ 3,814	千円 7,734 ～ 6,106	千円 8,657 ～ 6,946	千円 9,509 ～ 8,108	千円 10,491 ～ 9,331

区分	8級	9級	10級
標準的な職位	部長	部長	部長
人員 (割合)	該当者 なし	該当者 なし	該当者 なし
年齢 (最高～最低)	歳	歳	歳
所定内 給与年額(最高～最低)	千円	千円	千円
年間給 与額(最高～最低)	千円	千円	千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助手	講師	助教授	教授	教授
人員 (割合)	673 人	1 人 (0.1%)	79 人 (11.7%)	93 人 (13.8%)	212 人 (31.5%)	288 人 (42.8%)	該当者 なし
年齢 (最高～ 最低)			63 歳 ～ 29 歳	60 歳 ～ 30 歳	63 歳 ～ 31 歳	64 歳 ～ 43 歳	
所定内 給与年 額(最高 ～最低)			5,488 千円 ～ 3,305 千円	6,443 千円 ～ 4,061 千円	7,040 千円 ～ 4,263 千円	10,070 千円 ～ 5,944 千円	
年間給 与額(最 高～最 低)			7,479 千円 ～ 4,501 千円	8,969 千円 ～ 5,398 千円	9,812 千円 ～ 5,906 千円	14,264 千円 ～ 8,519 千円	

注:1級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(医療職種(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師 助産師	看護師長 副看護師長	副看護部長 看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	248 人	該当者 なし	174 人 (70.2%)	52 人 (21.0%)	19 人 (7.7%)	2 人 (0.8%)	1 人 (0.4%)	該当者 なし
年齢 (最高～ 最低)			58 歳 ～ 23 歳	59 歳 ～ 33 歳	59 歳 ～ 39 歳			
所定内 給与年 額(最高 ～最低)			4,606 千円 ～ 2,357 千円	4,997 千円 ～ 3,528 千円	5,177 千円 ～ 4,209 千円			
年間給 与額(最 高～最 低)			6,388 千円 ～ 3,225 千円	6,802 千円 ～ 4,868 千円	7,275 千円 ～ 6,014 千円			

注:5級及び6級における該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成17年度)における査定部分の比率
(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 66.2	% 68.5	% 67.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.8	% 31.5	% 32.6
	最高～最低	% 42.3～31.0	% 39.3～28.9	% 40.7～29.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.7	% 68.9	% 67.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.3	% 31.1	% 32.2
	最高～最低	% 40.4～30.4	% 37.9～27.9	% 36.5～29.1

(教育職種(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.6	% 67.0	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.4	% 33.0	% 34.1
	最高～最低	% 49.6～31.7	% 46.3～29.6	% 47.9～30.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.6	% 68.9	% 67.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.4	% 31.1	% 32.2
	最高～最低	% 49.6～30.6	% 46.3～26.1	% 47.9～29.5

(医療職種(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.8	% 68.3	% 67.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.2	% 31.7	% 32.9
	最高～最低	% 40.4～30.9	% 37.9～26.0	% 37.1～29.2

注：医療職種における管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 81.3

対他の国立大学法人等 94.4

(教育職員(大学教員))

対国家公務員(平成15年度の教育職(一)) 97.4

対他の国立大学法人等 96.2

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三)) 93.6

対他の国立大学法人等 96.5

注1: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

注2: 教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

特になし

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度) 千円	前年度 (平成16年度) 千円	比較増△減 千円 (%)	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増△減 千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	11,842,944	11,762,865	80,079 (0.7)	80,079 (0.7)
退職手当支給額 (B)	779,298	591,571	187,727 (31.7)	187,727 (31.7)
非常勤役職員等給与 (C)	2,202,639	1,819,809	382,830 (21.0)	382,830 (21.0)
福利厚生費 (D)	1,704,571	1,621,823	82,748 (5.1)	82,748 (5.1)
最広義人件費 (A+B+C+D)	16,529,453	15,796,068	733,385 (4.6)	733,385 (4.6)

総人件費について参考となる事項

- 給与、報酬等支給総額の増は、欠員補充による年間平均支給人員数の増(8名)が主な要因である。
- 最広義人件費の増は、退職者の増加(31名)に伴う退職手当の増、病院増収に伴う医療系職員の増員(29名)、医師確保のための非常勤医師の待遇改善(日給額の増)等が主な要因である。
- 中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策
 - ※ 定員制度に代えて、中期計画の認可に基づいて、全学で管理・配置する配置職員数の制度を設ける。
 - ・ 配置職員数制度・ポイント制度の運用による効果を検証し、必要な改善等を行う。
 - ※ 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。
 - ・ 事務組織の見直しを行い、組織のスリム化を図る。
 - ・ 事務の簡素化・効率化を図り、配置人員の見直しを行う。
 - ・ 業務の合理化を進め、定年退職者の補充を抑制するなど、人員削減を図る。
 - ・ 平成18年度においては、以上の措置により、概ね0.8%の人件費削減を図る。
- 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額及び人件費予算相当額
 - ・ 「給与、報酬等支給総額」 11,842,944 千円
 - ・ 「人件費予算相当額」 12,131,300 千円
- 「非常勤役職員給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(17)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし